

岩手大学大学院連合農学研究科の社会人受入れに関する申合せ

1 岩手大学大学院連合農学研究科は、大学の学部を卒業後2年以上各種の研究機関、教育機関、企業等（以下「事業所」という。）に勤務又は個人事業に従事している研究者若しくは技術者で入学後もその身分を有し、所定の入学資格を有するものを学生として積極的に受入れるため、事業所において次の各号のいずれかに該当する制度又は措置に基づき職務専念の義務を免除され学業に専念できる者、又はその他特定の時間又は時期において研究指導を受けられる者について受験の機会を与えるものとする。

- (1) 休職制度
- (2) 研修制度
- (3) 派遣制度
- (4) その他勤務場所を離れ、指導教員の下で常時研究指導を受けられることのできる措置

2 前項の規定に基づき受験しようとする者には、個人事業従事者を除き当該事業所から受験承諾書を提出させるとともに、入学の際には入学承諾書を提出させるものとする。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。